平成２３年（フ）第２７６４号
神奈川県川崎市幸区戸手３丁目３－９
破産者　嶋田　幹夫
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２８０９号
東京都千代田区内神田１丁目12番14号
破産者　有限会社Ｄｉｍｅｎｓｉｏｎ
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２８１０号
千葉県船橋市前原西６丁目１―10―405
破産者　村上　　宏
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２８５８号
東京都練馬区氷川台４丁目41―２―102
破産者　遠田　清一
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２８７５号
東京都世田谷区桜２丁目10番６号
破産者　有限会社ジェシカ
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２８７６号
東京都世田谷区大蔵６丁目18―７―407
破産者　永井　芳泉
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２８７７号
東京都世田谷区大蔵６丁目18―７―407
破産者　永井美和子
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２８８７号
埼玉県春日部市藤塚1845番地２
破産者　株式会社アイムトランズ
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２８８８号
埼玉県春日部市牛島126―15
破産者　伊藤　雅貴
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２９４８号
東京都小平市学園西町１丁目26番29号
破産者　株式会社ジョウセイ
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２９５５号
東京都大田区田園調布１丁目13番地31号
破産者　有限会社ラキライン・ジャパン
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０１１号
東京都渋谷区幡ケ谷１丁目９番４号
破産者　ミヤバ産業株式会社
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０５３号
東京都荒川区西尾久２丁目35番７号
破産者　株式会社ユニオン・エンジニアリング
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０８８号
茨城県鉾田市阿玉1125番地26、商業登記簿上の本店所在地東京都江東区猿江２丁目11番６号
破産者　株式会社タクス
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３１７４号
千葉県習志野市袖ケ浦３丁目３－４―101
破産者　矢口　顕也
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０９９号
東京都杉並区和泉４丁目18―20
破産者　石井　有紀
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１９５号
東京都国分寺市南町２丁目18―３―905
破産者　水野　左里
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４２２号
東京都杉並区阿佐谷北１丁目12―６―203
破産者　田下　達也
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４６６号
神奈川県横浜市保土ケ谷区天王町１丁目22―14―404
破産者　岩本美恵子（旧姓田中）
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８９２７号
神奈川県横浜市青葉区つつじが丘１―12ベル青葉台601
破産者　三友システム株式会社
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７７７９号
千葉県市川市曽谷７丁目29―７
破産者　鈴木　幸男
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０３１９号
東京都西東京市中町２丁目６―15―202、開始決定時の住所東京都西東京市東町６丁目４－３―203
破産者　本吉　康郎
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部